

一宮市印刷物広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、一宮市有料広告要綱（平成20年12月22日施行。以下「要綱」という。）の規定に基づき、市が作成する印刷物に掲載する広告の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、「印刷物」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 広報一宮
- (2) ウェルカムチケット
- (3) 軽自動車税種別割納税通知書封筒

(掲載基準)

第3条 印刷物に広告を掲載することができる広告主は、要綱第2条ただし書各号に該当しないものとする。

2 印刷物に掲載することができる広告の内容は、要綱第3条各号に該当しないものとする。

(広告の規格等)

第4条 印刷物に掲載する広告の規格、掲載位置及び掲載枠数は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、隣接する広告掲載枠を合体し、又は1つの広告掲載枠を分割して広告を掲載することができるものとする。

(広告の募集)

第5条 広告の募集は、次に掲げる方法により行う。

- (1) 市広報紙及び市ウェブサイトに掲載して行う方法
- (2) 広告募集取扱業務を行わせるために市と委託契約を締結した広告取扱業者（市の登録業者であるものに限る。以下「指定業者」という。）を通じて行う方法

(広告掲載の申込み)

第6条 広告掲載の申込みをしようとする者（以下「申込者」という。）は、一宮市印刷物広告掲載申込書（様式第1）（以下「申込書」という。）を市長が指定する期日までに指定業者を通じて提出しなければならない。

(広告主の内定)

第7条 市長は、前条の申込みがあったときは、この要領の規定に抵触していないことを確認し広告掲載の可否を内定するものとする。

2 前項の確認の結果、広告掲載が適当であると認められるものの数が募集対象に係る広告掲載枠数を超えるときは、その中から抽選によって掲載を内定するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、広告掲載枠を合体し、又は分割して掲載することができる印刷物については、掲載面積の大きいものを優先して掲載を内定するものとする。また、年間において頻回発行を予定している印刷物については、連続した複数回の申込みをしたものを優先して掲載を内定するものとする。

4 前2項の規定にかかわらず、第6条における申込みから起算し過去3年以内に内定

の通知を受けた後に広告掲載を取り下げたことのないものの申込みは、第6条における申込みから過去3年度以内に内定の通知を受けた後に広告掲載を取り下げたものの申込みに優先する。

- 5 市長は、前4項の規定により、広告掲載の可否を内定したときは、その結果を申込者に一宮市印刷物広告掲載可否内定通知書（様式第2）により通知するものとする。
- 6 第8条第5項における広告の取り下げがあったときは、前項において広告非掲載を通知したの中から第2項の抽選結果順に内定し、その結果を申込者に一宮市印刷物広告掲載可否内定通知書（様式第2）により通知するものとする。

（承諾書の提出）

第8条 前条第5項及び第6項の規定により広告掲載可の内定の通知を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、市長が指定する期日までに一宮市印刷物広告掲載承諾書（様式第3）を提出しなければならない。

- 2 広告主は、前項の規定にかかわらず、承諾書の提出（以下「承諾申請」という。）は、電子情報処理組織（市の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と承諾申請する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行うことができる。
- 3 前項の規定により行われた承諾申請については、様式3により行われたものとみなして、この要領の規定を適用する。
- 4 第2項の規定により行われた承諾申請は、同項の市の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされたときに市長に到達したものとみなす。
- 5 広告主が自己の都合により広告申込みの取り下げようとするときは、第1項の期日までに市長に申し出なければならない。

（広告掲載料）

第9条 広告掲載料は、別表のとおりとする。

- 2 広告主は、市長が指定する期日までに広告掲載料を一括して納入しなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めたときは、この限りでない。

（広告原稿の提出）

第10条 広告主は、広告原稿を市長が指定する方法で自己の負担により作成し、市長が指定する期日までに指定業者を通じて提出しなければならない。

（広告原稿の審査等）

第11条 市長は、前条の規定により広告原稿の提出のあったときは、要綱第5条第1項に規定する一宮市有料広告審査会の審査に付して広告掲載の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の場合において、広告原稿の内容が申込書の記載内容と相違し、又はこの要領の規定に抵触していると認めたときは、広告主に対して広告原稿の内容の変更を求めることができる。

（広告主の責任）

第12条 広告主は、広告の内容に関するすべての責任を負うものとする。

- 2 広告主は、広告掲載に関連して第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

3 広告主は、広告掲載の権利を第三者に譲渡してはならない。

(広告掲載の取消し)

第 13 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 広告原稿が指定期日までに提出されなかったとき。
- (2) 広告掲載料が指定期日までに納入されなかったとき。
- (3) 第 11 条第 2 項の規定による変更を広告主が行わなかったとき。
- (4) 市長が広告原稿の内容がこの要領の規定に違反していると認めたときで、第 11 条第 2 項の規定によっても解消できないとき。
- (5) 公益上の理由により市が広告掲載位置を使用する必要が生じたとき。
- (6) 市が印刷物の発行中止を決定したとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が掲載を適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の取消しによって損害賠償責任を負わないものとする。

(広告掲載料の還付)

第 14 条 納入された広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰すことのできない理由により、広告が掲載できなかったときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により還付する広告掲載料には利子を付さない。

(雑則)

第 15 条 この要領に定めるもののほか、印刷物への広告掲載に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要領は、平成 20 年 12 月 22 日から施行する。

付 則

- 1 この要領は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の一宮市印刷物広告掲載要領の規定は、平成 23 年 4 月 1 日以後になされる広告掲載の申込みについて適用し、同日前になされた広告掲載の申込みについては、なお従前の例による。

付 則

この要領は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は、平成 24 年 1 月 23 日から施行する。

付 則

- 1 この要領は、令和元年 11 月 27 日から施行する。
- 2 改正後の一宮市印刷物広告掲載要領の規定は、令和 2 年 4 月 1 日以後になされる広告掲載の申込みについて適用し、同日前になされた広告掲載の申込みについては、

なお従前の例による。

付 則

- 1 この要領は、令和 2 年 2 月 5 日から施行する。
- 2 改正後の一宮市印刷物広告掲載要領の規定は、令和 2 年 4 月 1 日以後になされる広告掲載の申込みについて適用し、同日前になされた広告掲載の申込みについては、なお従前の例による。

付 則

この要領は、令和 3 年 1 月 29 日から施行する。

付 則

この要領は、令和 3 年 3 月 12 日から施行する。

付 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は、令和 4 年 2 月 1 日から施行する。

付 則

- 1 この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の一宮市印刷物広告掲載要領の規定は、この要領の施行の日以後になされる申込み及び当該申込みに係る広告掲載について適用し、同日前になされた申込み及び当該申込みに係る広告掲載については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の様式 1 でなされた申込みについては、改正後の様式 1 による申込とみなす。

別表（第 4 条、第 9 条関係）

印刷物	規格	掲載位置	掲載 枠数	1 枠当たりの広告 掲載料（税込み）
広報一宮	縦 270 mm×横 180 mm、4 色刷	裏表紙	1 枠	400,000 円
ウェルカムチケット	縦 59 mm×横 59 mm、4 色刷	裏表紙	2 枠	20,000 円
軽自動車税種別割納	縦 65 mm×横 90	封筒裏面右 2 分	1 枠	80,000 円

税通知書封筒	mm、1 色刷	の 1		
--------	---------	-----	--	--

一宮市印刷物広告掲載申込書

年 月 日

（あて先）一宮市長

（申込者） 住所又は所在地
〒 ー

氏名（法人にあっては、名称及び代表者氏名）

一宮市印刷物広告掲載要領第 6 条の規定に基づき、次のとおり申し込みます。

なお、申込みに当たり、一宮市印刷物広告掲載要領の規定を遵守するとともに、一宮市の市税の納税状況を確認することに同意します。

広 告	掲載希望媒体				
	媒体発行月(号)				
	広告の内容				
納 税 確 認 用	納税義務者名	（上記の氏名又は名称と同じ場合には記入不要）			
	納税義務者住所 （所在地）	（上記の住所又は所在地と同じ場合には記入不要） 〒 ー			
連 絡 先	広告代理店が申込者の代理で申込む場合のみ記入	企 業 名		該当する項目にチェックしてください ☐ 広告掲載の事務(支払含む)は申込者が対応 ☐ 広告掲載の事務(支払含む)は左記企業が対応	
		所 在 地	〒 ー		
	部署名			担当者氏名	
	電話番号				
	E-mail アドレス				
	備考				

一宮市印刷物広告掲載可否内定通知書

一宮行政発第 号
年 月 日

様

一宮市長

年 月 日付けで申込みのありました一宮市印刷物広告の掲載については、次のとおり内定しましたので、一宮市印刷物広告掲載要領(以下「要領」という。)第 7 条第 5 項もしくは第 6 項の規定により通知します。広告掲載される場合は、要領第 8 条の規定により下記「広告掲載承諾について」記載のとおり、掲載承諾について申請してください。

広告掲載の可否	
広告掲載媒体	
広告媒体発行月（号）	
広告掲載位置	
広告の内容	
広告掲載料	
広告掲載料の納入 期限・場所	
広告掲載を不可と する理由	
その他	
広告掲載承諾について	広告掲載を希望される場合、下記 URL もしくは二次元(QR)コードから 年 月 日 までに承諾ください。 https://logoform.jp/f/MZlGq/3946069?key=1fafc4194c85f12347aec86db9b2f79cc64f398f52007cab73207fa80ed16299 ご承諾確認後、広告掲載料をご入金いただく納付書を郵送します。 インターネット  動作確認済

一宮市印刷物広告掲載承諾書

年 月 日

（あて先）一宮市長

住所又は所在地

氏名（法人にあっては、名称及び代表者氏名）

年 月 日付け 一宮行政発第 号決定通知により決定した広告掲載について、下記の内容のとおり掲載されることを承諾します。

広告掲載媒体	
広告媒体発行月（号）	
広告掲載位置	
広告の内容	
広告掲載料	金 円（税込み）
広告掲載料の納入 期限・場所	年 月 日（ ） ・ 市の指定する金融機関
誓約事項	1. 市から広告掲載に関する指示があったときは、誠実に対応します。 2. 広告の内容に関する全ての責任を負うことについて承諾します。 3. 一宮市印刷物広告掲載要領及び法令等の規定に抵触する場合は、直ちに広告の掲載を取り消されることを承諾します。その際、納入済みの広告掲載料が還付されないことについても承諾します。 4. 本承諾書提出後は広告掲載の取り下げができないことについて承諾します。